

重要事項説明書

社会福祉法人 西予総合福祉会

認定こども園 高山保育園

高山保育園 重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業所経営法人の概要）

名 称	西予総合福祉会
法 人 種 別	社会福祉法人
法人所在地	愛媛県西予市宇和町久枝甲 1 4 3 4 - 1
電 話 番 号	0 8 9 4 - 6 2 - 3 7 7 3
代表者氏名	理事長 清家 浩之

(2) 当園の目的と運営方針

目 的	社会福祉法人西予総合福祉会が開設する、高山保育園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することを目的とします。
運営方針	○良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものとする。 ○子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努めるものとする。 ○地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他学校又は保健医療サービスを提供する物との密接な連携に努めるものとする。

(3) 当園の概要

名 称	保育所型認定こども園 高山保育園								
事業所所在地	愛媛県西予市明浜町高山甲 3 4 2 0 番地								
開設年月日	令和 2 年 4 月 1 日								
電 話 番 号	0 8 9 4 - 6 4 - 0 2 5 6								
F A X	0 8 9 4 - 6 4 - 0 2 5 6								
メ ー ル	takayamahoikuen@me.pikara.ne.jp								
施設長氏名	清家 早美								
利用定員	年齢区分	認可定員	利用定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	1 号定員	—	10	—	—	—	3	3	4
	2 号定員	16	6	—	—	—	2	2	2
	3 号定員	4	4	1	1	2	—	—	—
	合 計	20	20	1	1	2	5	5	6

(4) 施設設備等の概要

・敷地及び園舎

敷 地	敷 地 全 体	6 5 0, 4 3 m ²
	屋外遊技場	1 4 9, 1 1 m ²
園 舎	構 造	木造平屋建 令和3年2月25日完成
	延べ床面積	2 9 3, 1 1 m ²

・主な設備

設 備	部 屋 数	面 積	備 考
調理室	1 室	22 m ²	
検収室	1 室	5.14 m ²	
調理員更衣・休憩室	1 室	4.32 m ²	
調理員トイレ	1 室	1.67 m ²	
教材庫・書庫	1 室	16.56 m ²	
職員トイレ	1 室	4.97 m ²	
職員休憩室	1 室	7.28 m ²	
トイレ①子ども	1 室	12.4 m ²	
乳児・保育室	1 室	38.61 m ²	
以上児・保育室	1 室	49.6 m ²	
トイレ②子ども	1 室	14.91 m ²	
事務室	1 室	26.5 m ²	一部、医務室兼用
倉庫	1 室	6.62 m ²	
廊下	1 室	41.4 m ²	
エントランスホール	1 室	36.19 m ²	
玄関	1 室	3.12 m ²	

・その他

学 級 数	2 学級 5 歳児・4 歳児・3 歳児 (1 学級) なかよし 2 歳児・1 歳児・0 歳児 (1 学級) ひよこ
設備の種類	冷暖房 ・ 防犯カメラ ・ 防犯設備 (愛媛総合警備保障)

(5) 職員体制

施設長	1 名 (専任)
主任保育士	1 名
保育士	必要数を配置する
調理員	必要数を配置する
嘱託医	1 名
嘱託歯科医	1 名

※ 職員数は変動する場合がありますが、国が定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間帯並びに提供を行わない日

【1号認定（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日	
保 育 時 間	教育保育時間	9時30分～13時30分
	教育標準時間	9時30分～13時30分
	預かり保育時間	7時30分～8時30分
		13時30分～18時00分
休 業 日	土曜日・日曜日・祝日	
	年始休日 (1月2日及び1月3日)	冬季休業日 (明浜小学校に準ずる)
	年末休日 (12月29日から12月31日)	春季休業日 (明浜小学校に準ずる)
	夏季休業日 (明浜小学校に準ずる)	

◇ 特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情がある時は、あらかじめ情報提供を行い休業日に特定教育・保育を提供する事があります。尚、その場合は、振替休日を設定することがあります。

【2号認定・3号認定（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	7時15分～18時15分
	保育短時間	8時30分～16時30分
開 所 時 間	月曜日から金曜日	7時15分～18時15分
開 所 時 間 休 業 日	土曜日	7時15分～18時15分
	日曜日・祝日	
休 業 日	年始休日(1月2日及び1月3日)	
	年末休日(12月29日から12月31日)	

◇新しく入園される方も、入園日からご利用いただけます。

◇年長児も卒園式後、3月31日までご利用いただけます。

(7) 利用料等（実費徴収額）

項 目	費 用 内 容	対 象 者	備 考
給 食 費	主食 360円/月 副食 3240円/月 (おやつを含む)	1号認定	月～金曜日 ※土曜日及び長期休業中は、別途200円/1食を徴収します。
	主食費 500円/月 副食費 4500円/月	2号認定	月～土曜日 ※3号認定は給食費に含まれています。

預かり保育料	平日 7時30分～9時30分 13時30分～18時00分 土曜・長期休業中 (月曜日～土曜日) 8時30分～18時00分 各50円/30分	1号認定	預かり保育は事前に 申し込みが必要です。
特別教育費	※300円/1人(月)	3歳児 4歳児 5歳児	英語教室 教育絵本
保育用品	おたよりノート 300円/1人(回) シールブック 300円/1人(回)	5歳児 (1号認定)	おたよりカレンダー・シールについては5歳児のみが必要です。
服装	帽子 1160円/1人(回)	1号認定 2号認定 3号認定	◇年齢で帽子の色が決まります。
保険料	240円/1人(年)	1号認定 2号認定 3号認定	日本スポーツ振興センター (災害共済給付)

(8) 支払方法

基本保育料 ・金額：西予市が市民税の課税状況に応じて定めます。 ・支払方法：口座振替 ・引落日：毎月20日 (土日祝日の場合は、翌営業日) ◇前月分の基本保育料の引落日になります。	利用料等(実費徴収額) ・金額：1ヶ月ごとに計算し、請求いたします。 ・支払方法：口座振替 ・引落日：毎月20日 (土日祝日の場合は、翌営業日) ◇当月末日精算の翌月引落日になります。
--	--

※ 保育料等の支払について滞納があった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続2ヶ月滞納があった場合は、退園とさせていただくことがあります。

(9) 提供する特定教育及び保育の内容に関する全体的な計画

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を厳守し、保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

※別紙1参照

(10) 年間行事

・月間行事予定

月	園 行 事
4 月	入園のつどい ・ 尿検査 ・ 家庭訪問
5 月	内科検診・歯科検診・わくわく探検・交通教室・親子遠足
6 月	泥んこ遊び
7 月	親子夏まつり
8 月	七夕まつり・お泊り保育(5歳児)
9 月	お月見
10 月	運動会 ・ おまつりごっこ ・ 内科検診 ・ 歯科検診
11 月	七五三参り・わくわく探検
12 月	クリスマス会・はっぴー会(発表会)
1 月	初詣 ・ 餅つき
2 月	節分(豆まき)・おわかれ遠足
3 月	ひな祭り ・ 卒園式

・その他行事予定

年 間 行 事	誕生会 ・ 身体測定 ・ 避難訓練 ・ 在宅支援事業 保育参加 ・ 個別懇談 他
そ の 他 の 活 動	高齢者施設訪問 ・ 小学校、中学校との交流 ・ 他園との交流 おとしよりの交流 ・ 地域との交流 他
保 護 者 会 行 事	保護者会行事 ・ 役員会 他

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

入 園	【1号認定】 ・「西予市施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書及び利用希望申込書」に必要事項を記載し、本園に直接、提出してください。定員を超える利用希望がある場合には、公正に選考を行います。 【2号認定・3号認定】 ・「西予市施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書及び利用希望申込書」に必要事項を記載し、就労証明書等を添付のうえ、西予市が定める期限までに本園または西予市に提出してください。西予市の利用調整により、入園が決定しますので、入園できない場合もあります。 【共通】 ・入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結していただきます。
退 園 転 園	・退園を希望する場合は、退園届を提出してください。 ・転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。 ・市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
利用終了	・園児が小学校就学の始期に達したとき。 ・児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき。 ・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

◇ ご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 登園時間が遅れる場合	欠席や登園が遅れる場合は9時30分までにご連絡をお願いします。
迎えが遅れる場合	迎えが遅れる場合は、必ずご連絡をお願いします。
迎えに来る人が変わる場合	迎えに来る人が変わる場合は、必ずご連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態などの確認を行ってください。
感染症について	感染症にかかった場合（別紙2参照）は、医師の診断を受け、登園停止期間を過ぎてから登園してください。 ※ 登園する前日にご連絡下さい。
発熱のある場合	熱がある場合には、登園を控えてください。 (子どもさんの平熱を、調査表にてお知らせください)
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。 ただし、医師の診断により処方された薬に限り、与薬を行います。 「薬の連絡票」に記載の上、職員に手渡ししてください。

(12) 協力医療機関等

嘱託医（内科）	あじき医院 TEL: 0894-64-0331 愛媛県西予市明浜町高山3630番地
嘱託医（歯科）	あさの歯科高山診療所 TEL: 0894-64-0418 愛媛県西予市明浜町高山甲3656
消 防 署	明浜救急出張所 TEL: 0894-64-1136
警 察 署	高山駐在所 TEL: 0894-62-0110

(13) 緊急時における対応方法

・特定教育・保育中に容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡を取るなどの必要な措置を講じます。 ・保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

(14) 非常災害対策

非 常 時 の 対 応	高山保育園が定める防災計画により対応します。
防 災 管 理 責 任 者	清家 早美
避 難 訓 練	火災及び地震及び水害を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防 災 設 置	自動火災探知機 ・ 煙感知器 ・ 誘導灯 ・ 災害用備蓄

避 難 場 所	火災 避難場所	①高山保育園 園庭 ②明浜支所前駐車場
	土砂災害避難場所	①明浜支所 ②高山・宮野浦地域づくり活動センター
	地震・津波避難場所	①明浜支所屋上 ②農道防災倉庫 西水源地
	原子力災害避難場所	①明浜中学校 ⇒ 東温市

(15) 苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

①苦情等申立先

【事業所内の受付窓口】

担当者	職名・役職名・氏名		住 所	電話番号
受付担当者	主任保育士	松本 真美	西予市宇和町河内	0894-66-0390
解決責任者	施設長	清家 早美	西予市宇和町田苗真土	0894-62-5335
第三者委員	柴田 徳子		西予市宇和町れんげ	0894-62-4912
	上田 武		西予市宇和町明石	0894-62-5317

※苦情解決援助者：常務（富士森 斉） 児童事業部長（山田 里香）

【行政等の受付機関】

機関名	住 所	電話番号
西予市 子育て支援課	西予市宇和町卯之町3丁目434-1	0894-62-6551
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	松山市持田町3丁目8-15	089-998-3477

②虐待防止に関する窓口

担当者	氏 名	住 所	電話番号
虐待防止責任者	清家 早美	西予市宇和町田苗真土	0894-62-5335

(16) 個人情報保護に関する相談の受付・記録及び情報管理について

担当者	氏 名	住 所	電話番号
個人情報保護管理者	清家 早美	西予市宇和町田苗真土	0894-62-5335

- ◇ 職員は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報について、在職中及び退職後においても他に漏らしません。
- ◇ 園児の円滑な保育を行う際に、園児に関する情報を提供する場合には、予め文書に保護者より同意を得ることとします。
- ◇ 本園のホームページは、園児及び保護者、職員のプライバシーを尊重の上、情報発信のために一般に公開しています。写真の取り扱いについては、十分な配慮をいたしますので、掲載を望まれない方は遠慮なくお申し出ください。

(17) 給食等について

給 食 ・ お や つ	西予総合福祉会の栄養士が献立を立て、調理員が調理いたします。 保護者の方へは、毎月1日に献立表をお配りいたします。
アレルギーへの対応	使用する食材の中でアレルギー等の理由で食べられないものがありましたら事前にご連絡下さい。その際には医師の診断を受け、検査結果表の提示をお願いいたします。（検査結果の有効期間を確認してください）

衛 生 管 理 等	集団給食施設届出を八幡浜市保健所へ届出済です。 (令和2年 2月25日 届出) 施設長・副施設長・主任保育士・栄養士・調理員及び乳児担当者は毎月、 その他の職員は年2回、腸内細菌検査を行っています。
-----------	--

(18) 入園時に必要な書類

- ① 家庭環境調査表
- ② 確約書
- ③ 個人情報承諾書
- ④ 緊急連絡先カード
- ⑤ 申請書（預かり保育・1号認定）
- ⑥ アレルギー診断書（アレルギーのある児童）
- ⑦ その他

(19) 保育所と保護者の連絡について

- ① 子どもの状況や、家庭での状況を相互確認しあうためにルクミーを活用します。
- ② 園だより・保健だより・献立表を発行します。

(20) 保護者で用意するもの（主なもの）

着替え（上下・下着）：全園児／食事用エプロン：必要児
歯ブラシ・歯ブラシコップ：全園児
哺乳瓶：必要児／布団（袋）：0歳児・1歳児・2歳児・3歳児
帽子：全園児／ナイロン袋：全園児

(21) 保護者会について

- 年度初め、年度末には保護者会総会を開催いたします。
- 必要に応じて役員会を開催いたします。
- 保護者会役員選出や行事の計画、特定教育・保育内容等についての説明を行います。
- 保護者の方からの御意見をいただく場としています。

(22) 健康診断等について

内科健診	年2回（5月・10月） 嘱託医による内科健診を行います。 健診結果については、保護者へお知らせいたします。
歯科健診	年2回（5月・10月） 嘱託医による歯科健診を行います。 健診結果については、保護者へお知らせいたします。
身体測定	毎月、身長・体重の測定を行います。 年2回、胸囲の測定も行います。 毎月、測定結果をお知らせいたします。
尿 検 査	年1回（4月） 契約業者にて尿検査を行います。 検査結果については、保護者へお知らせいたします。

(23) 賠償責任保険の加入

災害共済給付制度 (独立行政法人日本スポーツ振興センター)	掛金：法人（事業者）と保護者の二者で負担
ウォームハート保険 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)	掛金：法人（事業者）負担

高山保育園に関する特定教育・保育の提供及び利用開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地：愛媛県西予市明浜町高山甲3420

施設名：高山保育園

代 表 者 ： 施 設 長 清 家 早 美

(説明者)

職 名：高山保育園 主任保育士

氏 名 : 松本 真美

私は、本書面に基ついて事業所から重要事項の説明を受け、高山保育園に関する保育サービスの提供及び利用の開始に同意しました。

(支給認定保護者)

住所：

氏 名 : _____ 印 _____

利用児との関係 ()

(支給認定園児)

氏 名：